

# 「換金性の高い物品」の管理と確認及び「特殊な役務」の検収に関する申合せ

平成27年9月10日  
公正研究推進事務室 制定

## 1 趣旨

この申合せは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正）第4節「研究費の適正な運営・管理活動」において実施を要請されている「換金性の高い物品」の適切な管理及び「特殊な役務」の検収の取扱いに関し必要な事項を定める。

## 2 定義

(1) 「換金性の高い物品」は、次のとおりとする。

パソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器、金券類

(2) 「特殊な役務」は、次のとおりとする。

データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器保守・点検

## 3 「換金性の高い物品」の管理

(1) 金券類を除く「換金性の高い物品」は、次表のとおり管理するものとする。

区 分		シールの貼付	管 理 方 法
ア	取得価額5万円未満	無し	物品請求管理システムの取得データ
イ	取得価額5万円以上 10万円未満	管理シール	物品請求管理システムにより作成した管理簿
ウ	取得価額10万円以上 50万円未満	備品シール	物品請求管理システム
エ	取得価額50万円以上	資産シール	財務会計システム

(2) 金券類は、購入伺により決裁の上必要数を購入し、受払簿により管理するものとする。

この場合において受払簿には、受入・払出（金券名、数量、利用先等）を記録するものとする。

## 4 「換金性の高い物品」の確認

(1) 上記3（1）アについては、取得データから抽出し、現物を確認するものとする。

(2) 上記3（1）イ、ウ及びエについては、定期的に物品を抽出し、現物を確認するものとする。

(3) 金券類は、受払簿及び現物を確認するものとする。

## 5 「特殊な役務」の検収

「特殊な役務」は、物品請求管理システムの取引データを分析し、受注業者の選定に疑義があると考えられる次に掲げる取引の場合に抽出し、確認を行うものとする。

ア 受注業者が特定の研究室のみとしか取引実績がない場合

イ 受注業者と発注者の間に特別な利害関係がある場合

ウ 受注業者の選定理由が弱い場合

## 6 保存

物品請求管理システムの取得データ及び取引データについては、データ取得後5年間保存するものとする。

## 7 実施

この申合せは、平成27年9月10日から施行し、平成27年4月1日から実施する。